

事業名	①新規化学物質を用いた高機能繊維・樹脂等の製造の推進				
申請事業者	高機能繊維・樹脂等の原料となる新規化学物質等の製造を行う企業				
事業所管	経済産業省	規制所管	厚生労働省 経済産業省 環境省	法令	化学物質の審査及び製造等の 規制に関する法律等

【照会内容・結果】

- 我が国で製造・輸入実績のない新規化学物質に関し、事前の届出や毒性試験等を行わずに、製造・輸入が可能となる確認手続きについて照会。具体的には、製造等を行う新規化学物質（他の化学物質の原料となる場合）が少量の場合において、その設備の状況を示す図面等の要否を確認。
- 照会の結果、現行省令においては、設備の状況を示す図面等の提出が必要であること、一方で、本年5月中を目途に、1事業者あたり1年度の製造・輸入予定数量が1トン以下の場合には、提出書類を簡素化する省令改正を行うことを検討中であることが事業者へ通知された。

【意義】

- 検討中の省令改正を通じ、新規化学物質を用いた高機能繊維・樹脂等の迅速な製造が可能となる。
- 企業の事業活動を円滑にし、化学繊維メーカーの競争力向上に資する。

【お問い合わせ先】

経済産業省製造産業局繊維課(03-3501-0969)
 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室(03-3501-0605)

事業名	②医薬品等の製造に用いる原料の迅速な提供				
申請事業者	医薬品等の原料となる新規化学物質等の製造を行う企業				
事業所管	経済産業省	規制所管	厚生労働省 経済産業省 環境省	法令	化学物質の審査及び製造等の 規制に関する法律等

【照会内容・結果】

- 我が国で製造・輸入実績のない新規化学物質に関し、事前の届出や毒性試験等を行わずに、製造・輸入が可能となる確認手続きについて照会。具体的には、製造等を行う新規化学物質（他の化学物質の原料となる場合）が少量の場合において、その設備の状況を示す図面等の要否を確認。
- 照会の結果、現行省令においては、設備の状況を示す図面等の提出が必要であること、一方で、本年5月中を目途に、1事業者あたり1年度の製造・輸入予定数量が1トン以下の場合には、提出書類を簡素化する省令改正を行うことを検討中であることが事業者へ通知された。

【意義】

- 検討中の省令改正を通じ、新規化学物質を用いた医薬品等の原料の迅速な製造が可能となる。
- 企業の事業活動を円滑にし、化学・医薬品メーカーの競争力向上に資する。

【お問い合わせ先】

経済産業省製造産業局繊維課(03-3501-0969)
 経済産業省製造産業局化学課(03-3501-1737)
 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室(03-3501-0605)